

事務連絡
平成 29 年 9 月 20 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応については、厚生労働省から、平成 29 年 9 月 15 日付け「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」により周知したところであり、各位におかれては、当該事務連絡による取組を推進していただいているところですが、引き続き、各位におかれては、自治体の危機管理部局や関係機関と緊密に連携し、適切に対応されるようお願いします。

また、9月 14 日付で、内閣官房より、別紙のとおり、消防庁に対し、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について伝達する文言を変更するとともに、国民保護ポータルサイトに掲載している当該情報伝達の流れや注意点等の更新について通知した旨、情報共有がありました。例えば、Jアラートによる伝達メッセージのうち、「頑丈な建物や地下」という表現が「建物の中、又は地下」に変更され、国民保護ポータルサイトに掲載されているQ&AやJアラートによる情報伝達に係る情報が更新（ミサイル通過情報又は日本の領域外の海域に落下した場合の落下場所等についての情報が発信された場合、引き続き屋内に避難する必要がない等）されています。

本件については、消防庁から都道府県及び都道府県を通じて各都道府県内の市区町村等に対して周知されることとなっていますが、念のため各位に対してもお知らせします。

なお、管内市町村（特別区含む）にも情報提供いただきますようお願いいたします。